

令和6年度決算に基づく
長岡市の健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見書

長岡市監査委員

長監第 531 号

令和 7 年 8 月 27 日

長岡市長 磯 田 達 伸 様

長岡市監査委員	小 嶋 洋 一
同	篠 田 弘 成
同	野 本 直 樹
同	丸 山 広 司

令和 6 年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により
審査に付された、令和 6 年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び長岡市が経営する公
営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、長岡市監査基準
に準拠して審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和6年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和6年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び長岡市が経営する公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

健全化判断比率等の対象会計等

一般会計等	一般会計	実質赤字比率			
公営事業会計	特別会計 国民健康保険事業特別会計 国民健康保険寺泊診療所事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計 介護保険事業特別会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	公営企業会計 【地方公営企業法適用】 下水道事業会計 水道事業会計 簡易水道事業会計				
一部事務組合 ・ 広域連合	・三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合 ・新潟県中越福祉事務組合 ・魚沼地区障害福祉組合				
地方公社 ・ 第三セクター等	・新潟県信用保証協会				

※「一部事務組合・広域連合」及び「地方公社・第三セクター等」については、該当する会計等のみを掲載している。

※令和6年度から診療所事業特別会計は一般会計に編入し、浄化槽整備事業特別会計は下水道事業会計に統合した。

2 審査の期間

令和7年7月15日から令和7年8月18日まで

3 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して作成されているかを確認するとともに、計数は諸書類と符合し、かつ、正確であるかについて審査した。

4 審査の結果

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率の概況

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、数値も正確であると認められた。

健全化判断比率

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減 (ポイント)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	8.0%	7.3%	0.7	25.0%	35.0%
将来負担比率	74.6%	73.1%	1.5	350.0%	基準値なし

(注1) 実質赤字比率は、実質赤字額がないため「—」で表示している。

(注2) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため「—」で表示している。

資金不足比率

区 分	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
下水道事業会計	—	—	20.0%
水道事業会計	—	—	
簡易水道事業会計	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため「—」で表示している。

(2) 健全化判断比率の状況

ア 実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字比率は、実質赤字額が生じていない。

イ 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていない。

ウ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は、令和4年度から令和6年度までの3か年の平均値8.0%であり、前年度の算定値に比べ0.7ポイント上昇している。

早期健全化基準25.0%に比べ17.0ポイント、財政再生基準35.0%に比べ27.0ポイント、それぞれ下回っている。

なお、令和6年度の実質公債費比率の単年度値は8.24175%で、前年度より低下している。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率（3か年平均）			【参考】 実質公債費比率（単年度）	
令和4年度			令和2年度	6.05068%
6.5%	令和5年度		令和3年度	6.20571%
	7.3%	令和6年度	令和4年度	7.29792%
8.0%			令和5年度	8.52510%
			令和6年度	8.24175%

エ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は74.6%であり、前年度に比べ1.5ポイント上昇したが、早期健全化基準350.0%に比べ275.4ポイント下回っている。

(3) 資金不足比率の状況

資金不足比率の対象会計は、法適用企業の下水道事業会計、水道事業会計及び簡易水道事業会計の計3会計で、令和6年度は、いずれの会計も資金不足額が生じていない。

5 意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、いずれも算定されない。実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化基準を下回っているものの、前年度より上昇している。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額が生じていないため、算出されない。

今後も引き続き、財政及び経営の健全性確保に努められたい。

〔参考〕健全化判断比率の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	5.8%	5.5%	5.6%	5.9%	6.5%	7.3%	8.0%
将来負担比率	68.1%	74.6%	74.5%	65.3%	66.6%	73.1%	74.6%

(注1) 実質赤字比率は、実質赤字額がないため「—」で表示している。

(注2) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため「—」で表示している。